

平成27年6月5日

株主各位

第38回定時株主総会招集ご通知における
インターネット開示情報
(法令及び定款に基づくみなし提供事項)

法令及び当社定款第19条の規定に基づき、第38回定時株主総会招集ご通知の添付書類のうち、当社ホームページ (<http://ir.sanyodo.co.jp/>) に掲載することにより、当該添付書類から記載を省略した事項は次の通りでありますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

主要な営業所（平成27年3月31日現在）	1 ～ 2 頁
会社の新株予約権等に関する事項	3 ～ 4 頁
業務の適正を確保するための体制	5 ～ 6 頁
連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記	7 ～ 13 頁
重要な会計方針及びその他の注記	14 ～ 18 頁

株式会社三洋堂ホールディングス

主要な営業所（平成27年3月31日現在）

1. 当社

本部 名古屋市瑞穂区新開町18番22号

2. 株式会社三洋堂書店

本部 名古屋市瑞穂区新開町18番22号

物流センター 愛知ロジスティクスセンター（愛知県小牧市）

店舗 87店舗

地 区	店 名
名古屋市内 (10店舗)	いりなか店、上前津店、猪高車庫東店、徳重店、塩釜店、 中野橋店、新開橋店、砂田橋店、志段味店、当知店
その他愛知県 (18店舗)	梅坪店、豊川店、本新店、知立店、半田店、鳥居松店、 春日井西店、小牧東店、香久山店、高浜店、清州店、ひしの店、 大田川店、乙川店、西尾店、城山店、大ぐち店、江南店
岐阜県 (28店舗)	高山店、長良店、土岐店、高山パロー店、大野店、穂積店、 みのかも店、高富店、新関店、多治見南店、大和店、新恵那店、 岩村店、新大垣店、各務原店、川辺店、たじみ店、南濃店、 本巣店、せき東店、垂井店、下恵土店、こくふ店、養老店、 瑞浪中央店、市橋店、中つ川店、西可児店
三重県 (11店舗)	富田店、桑名店、北勢店、大台店、追分店、星川店、 サーキット通り店、白塚店、名張店、生桑店、芸濃店
静岡県 (1店舗)	磐田店
滋賀県 (5店舗)	近江八幡店、八日市店、高月店、長浜店、豊さと店
奈良県 (6店舗)	橿原神宮店、桜井店、榛原店、平群店、大安寺店、香芝店
大阪府 (1店舗)	阪南店
京都府 (1店舗)	精華店
福井県 (1店舗)	小浜店

地 区	店 名
長 野 県 (1 店 舗)	駒ヶ根店
千 葉 県 (3 店 舗)	岬店、市原牛久店、東習志野店
茨 城 県 (1 店 舗)	石岡店

3. 株式会社メディサイトコーポレーション (名古屋市瑞穂区)

4. 株式会社三洋堂プログレ (名古屋市瑞穂区)

会社の新株予約権等に関する事項

1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (平成27年3月31日現在)

発行決議日	平成22年8月13日取締役会	平成23年9月13日取締役会
新株予約権の数	10個	10個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 2,000株 (新株予約権1個につき200株)	普通株式 1,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 178,400円 (1株当たり892円)	新株予約権1個当たり 96,900円 (1株当たり969円)
権利行使期間	平成24年9月1日から 平成27年8月31日まで	平成25年10月3日から 平成28年10月2日まで
行使の条件	(注) 1	(注) 1
保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権の数： 10個 ・目的となる株式数： 2,000株 ・保有者数： 1名

発行決議日	平成24年8月13日取締役会
新株予約権の数	10個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 1,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 95,200円 (1株当たり952円)
権利行使期間	平成26年9月3日から 平成29年9月2日まで
行使の条件	(注) 1
保有状況	取締役 (社外取締役を除く)

(注) 1. 行使の条件は以下のとおりであります。

- ①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

- ②その他の権利行使条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」及び同契約に基づき取締役会が定める「新株予約権割当契約に関する細則」に定めるところによる。
2. 平成23年4月1日付で1株を2株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」を調整しております。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令遵守の行動規範として企業倫理憲章並びにコンプライアンスに係わる規程を制定するとともに、グループ各社にその徹底を図るため従業員教育を実施する。
- (2) 内部監査室をコンプライアンス統括部署として、内部監査室は当社グループ内のコンプライアンス体制、規程等の整備状況を統括・管理し、コンプライアンス状況を監査する。
- (3) グループ内の法令違反、不祥事等の企業内自浄能力維持、確保のためにグループ内部通報制度を制定する。
- (4) 当社グループは、反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、警察、顧問弁護士、外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で対応する。

2. 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に対する体制

- (1) 総務担当取締役は、取締役の職務執行に係わる情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。
- (2) 総務担当取締役は、文書等の記録、管理及び保存の方法を、文書管理規程及び文書等保存規程に定めるものとする。
- (3) 取締役及び監査役は常時これらの文書又は電磁的媒体を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に対する規程その他の体制

- (1) リスク管理規程を制定するとともにリスク管理統括責任者を選任し、リスク管理体制を整備する。
- (2) リスク管理の徹底、未然防止を図るために外部のリスク管理の専門家と提携する。
- (3) 当社グループ内で不測の事態が発生したときには、社長を本部長とした対策本部を設置し、リスク管理統括責任者と顧問弁護士、外部リスク管理会社等を含んだ体制を組織し、迅速な対応と損害の拡大防止を図る。
- (4) 内部監査室は、リスク管理規程に基づき、リスク管理体制及びリスク管理状況を監査する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役、社員が共有する全社的な方針、目標及び次年度予算計画を定め、各部署はこれに基づき各部署ごとに目標・計画を策定する。
- (2) 毎期末に、向こう3ヶ年の中期経営計画を策定し、翌期末にレビューを行う。
- (3) 取締役、執行役員は組織規程、職務権限規程に基づき業務の執行を行い、取締役会は権限委譲及び決裁ルールに基づく業務効率化を監視する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、子会社及び関連会社その他（以下、関係会社という）に対しては独立性を尊重しつつ、関係会社管理規程に基づき、関係会社から当社への定期的な報告と重要事項についての当社と関係会社との協議・決裁を通して適切な経営管理を行う。
- (2) 当社の監査役は関係会社に対して監査を行う。また、当社の内部監査室は、関係会社に対して内部監査を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、必要に応じて適切な人材を配置する。
- (2) 当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定については、監査役の事前の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役と執行役員は、監査役（会）に報告すべき事項を、監査役と協議のうえ、規程として策定する。
- (2) 取締役、執行役員及び使用人は、取締役、執行役員又は使用人がグループ各社の目的とする範囲外の行為、その他法令・定款に違反する恐れがある場合及び会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実について監査役へ報告する。
- (3) 監査役は、必要と判断したときは、いつでも取締役、執行役員又は使用人に報告を求めることができる。

8. 監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役（会）は、取締役会に年に2回以上ヒアリングを行うとともに、定期的に意見交換会を開催し、特に、内部統制システムに関する監査の結果について報告し、必要ある時は内部統制システムの改善を助言又は勧告する。
- (2) 監査役は、内部監査室との連携を強化し、内部監査室から内部監査の結果について報告を求め、その是正計画に対し助言を行うとともにグループ各社の監査役とも連携を図る。
- (3) 監査役は、会計監査人との連携を図り、監査報告書等を通じて内部統制システムの状況を監視し検証する。

連結計算書類の作成のための基本となる 重要な事項及びその他の注記

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 3社
- ・ 主要な連結子会社の名称 株式会社三洋堂書店
株式会社メディアサイトコーポレーション
株式会社三洋堂プログレ

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会計処理基準に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

・ 時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・ 時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

商品

主として売価還元法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法

（リース資産を除く）

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。事業用定期借地権等が設定されている建物及び構築物については当該契約期間を耐用年数の限度とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、取得価額10万円以上20万円未満の減価償却資産については3年間で均等償却をしております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10～34年

ロ. 無形固定資産

定額法

（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

③ 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び連結子会社の従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ. ポイント引当金

将来のポイントの使用により発生する費用に備えるため、未使用ポイント残高に対して、過去の使用実績等を勘案して、将来使用が見込まれる額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した翌連結会計年度から費用処理しております。

ロ. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(4) 会計方針の変更

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を平均残存勤務期間に基づく割引率から単一の加重平均割引率へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過の取り扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が41,237千円増加し、利益剰余金が26,763千円減少しております。なお、これにより当連結会計年度の営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益及び1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

(5) 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取賃貸料」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「受取賃貸料」は2,250千円であります。

(6) 追加情報

(法人税等の税率の変更による影響)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.1%から平成27年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については32.8%に、平成28年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、32.1%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は78,093千円減少し、法人税等調整額が81,856千円、その他有価証券評価差額金が3,986千円、それぞれ増加し、退職給付に係る調整累計額が223千円減少しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	124,887千円
土地	1,197,595千円
計	1,322,482千円

② 担保に係る債務

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	1,624,318千円
-------------------------	-------------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

7,912,184千円

3. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類
愛知県他（4店舗）	店舗	建物、土地等

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位にグルーピングしております。

上記資産グループにおいては、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている店舗と土地の時価が著しく下落している店舗を対象としております。回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（254,624千円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物137,633千円、土地93,261千円、有形固定資産のその他23,729千円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により測定しております。正味売却価額は、売却予定額を基礎として評価しており、また、使用価値の測定にあたっては将来キャッシュ・フローを2.51%で割り引いて算定しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	6,000千株	一千株	一千株	6,000千株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月24日 定時株主総会	普通株式	26,131	4.50	平成26年3月31日	平成26年6月25日
平成26年10月14日 取締役会	普通株式	23,468	4.00	平成26年9月30日	平成26年12月2日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度に属するもの

決議予定	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月22日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	26,420	4.50	平成27年3月31日	平成27年6月23日

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	平成22年8月13日 取締役会決議分	平成23年9月13日 取締役会決議分	平成24年8月13日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	24,200株	19,000株	20,500株
新株予約権の残高	121個	190個	205個

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余資については原則として短期的な預金等で運用し、手元流動性資金の確保に努めております。また、設備投資計画に照らして必要な資金を主に銀行からの長期借入金により調達し、短期的な運転資金は銀行借入により調達する方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク

- ・営業債権である売掛金は、原則として信販販売及び図書券・図書カードによるものであり、信用リスクの回避に努めております。
- ・投資有価証券である株式は、原則として業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。
- ・営業債務である支払手形及び買掛金は、原則として1年以内の支払期日としております。
- ・借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達手段として借り入れるものとしておりますが、原則として手元流動資金の範囲内で支出を賄うこととしております。長期借入金は主に設備投資に係る資金調達として、原則として固定金利で調達し、金利変動リスクを回避しております。
- ・差入保証金は、賃借物件の利用による出店に際しての、貸主に対する敷金及び保証金等であります。これらは、貸主の信用リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

- ・売掛金は、定期的に回収される売掛金額の店舗ごとの確認、異常値の有無の確認、月末残高の確認により、管理しております。
- ・投資有価証券である株式は、四半期ごとに時価を把握し、変動が大きい場合は取締役会に報告しております。
- ・差入保証金は、四半期ごとに残高変動の有無及び個別の貸倒懸念事象発生の有無を確認し、必要に応じて取締役会へ報告しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,706,837	2,706,837	—
(2) 売掛金	86,251	86,251	—
(3) 投資有価証券	209,573	209,573	—
(4) 差入保証金	1,130,074	1,127,645	△2,428
資産計	4,132,736	4,130,308	△2,428
(1) 支払手形及び買掛金	8,135,594	8,135,594	—
(2) 未払法人税等	129,249	129,249	—
(3) 長期借入金	3,403,310	3,459,879	56,569
負債計	11,668,154	11,724,723	56,569

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

株式は取引所の価格によっております。

(4) 差入保証金

差入保証金の時価については、契約期間及び信用リスクを勘案し、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等の適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	7,567

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

重要性が乏しいため記載を省略しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	546円19銭
(2) 1株当たり当期純利益	16円13銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

重要な会計方針及びその他の注記

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

（リース資産を除く）

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。事業用定期借地権等が設定されている建物及び構築物については当該契約期間を耐用年数の限度とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、取得価額10万円以上20万円未満の減価償却資産については3年間で均等償却しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15～34年

構築物 10～20年

工具、器具及び備品 3～8年

② 無形固定資産

定額法

（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

③ 長期前払費用

定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ ポイント引当金

将来のポイントの使用により発生する費用に備えるため、未使用ポイント残高に対して、過去の使用実績等を勘案して、将来使用が見込まれる額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(5) 会計方針の変更

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を平均残存勤務期間に基づく割引率から単一の加重平均割引率へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取り扱いに従っており、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が41,237千円増加し、利益剰余金が26,763千円減少しております。なお、これにより当事業年度の営業利益、経常利益、税引前当期純利益及び1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	147,602千円
土地	1,214,938千円
計	1,362,541千円

② 担保に係る債務

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	1,624,318千円
-------------------------	-------------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

7,850,433千円

(3) 関係会社に対する金銭債権

① 短期金銭債権

254,905千円

② 短期金銭債務

1,450,000千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 2,914,653千円

営業取引以外の取引による取引高

2,039千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	192千株	一千株	64千株	128千株

(注) 自己株式の株式数の減少は、平成26年9月11日付で実施した(株)ゲオホールディングスとの資本業務提携の締結及び第三者割当に伴う自己株式処分による減少60,000株、新株予約権の行使による減少4,100株であります。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	千円
(繰延税金資産)	
未払事業税	5,505
賞与引当金	5,727
ポイント引当金	61,398
退職給付引当金	97,171
減価償却限度超過額	401,214
土地	189,336
資産除去債務	189,430
その他	71,050
繰延税金資産小計	1,020,835
評価性引当額	△210,671
繰延税金資産合計	810,164
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	42,658
資産除去費用	66,521
その他	23,373
繰延税金負債合計	132,554
繰延税金資産の純額	677,610

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.1%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については32.8%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、32.1%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は61,245千円減少し、法人税等調整額が65,232千円、その他有価証券評価差額金が3,986千円、それぞれ増加しております。

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社 藤三洋堂書店	(所有) 直接 100.0	経営指導料の受取 店舗の賃貸 従業員の出向 資金の借入 役員の兼任	経営指導料 (注)2	1,059,889	未収入金	253,421
				不動産賃貸料 (注)2	1,853,563		
				出向者給与 (注)3	2,467,809		
				資金の借入 (注)4	—	短期借入金	1,450,000
				利息の支払	2,039	—	—

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておりません。
 2. 当社の採算性を考慮した双方合意により決定した金額であります。
 3. 出向者に係る人件費相当額を受け入れております。
 4. 資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。また、取引金額は純増減額で表示しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 565円29銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 11円62銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。